

ID: 201

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	駐車場の使用許可		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例 第26条第1項		
例 規 番 号	平成16年 条例第24号		
<p>【根拠条文】 (駐車場の使用許可) 第二十六条 駐車場を使用しようとする者は、町長の許可を得なければならない。 2 駐車場を使用できる車両は、当該区画内に駐車することができる車両で、かつ、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)別表第一に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車に限るものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文、第27条及び第29条の規定による。 (使用者の資格) 第二十七条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 一 東山団地の入居者又は同居者であること。 二 入居者又は同居者が自ら使用するために駐車場を必要としていること。 三 駐車場の使用料を支払うことができること。 四 第二十四条第一項各号のいずれにも該当しないこと。 (使用者の決定) 第二十九条 町長は、前条第一項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、町長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、町長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、町長は特定の者に当該駐車場を使用させることができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日